

## 消費税の税率改正に伴う直轄工事等の取扱い概要

- 1 平成25年10月1日の前日までに国庫債務負担行為に基づき契約し、4月1日以後に引渡しした場合、旧消費税率5%を適用する。



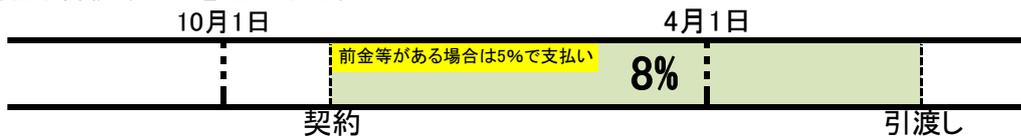
- 2 平成25年10月1日の前日までに契約し、10月1日以降に繰越等に基づき工期のみ延長の変更契約をした場合、旧消費税率5%を適用する。



- 3 平成25年10月1日の前日までに契約し、10月1日以降に繰越等に基づき工期延長及び増額の変更契約をした場合、増額分について新消費税率8%を適用する。

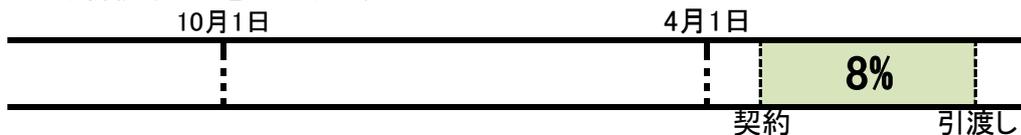


- 4 平成25年10月1日以後に国庫債務負担行為に基づき契約し、4月1日以降に引き渡した場合、新税率8%を適用する。



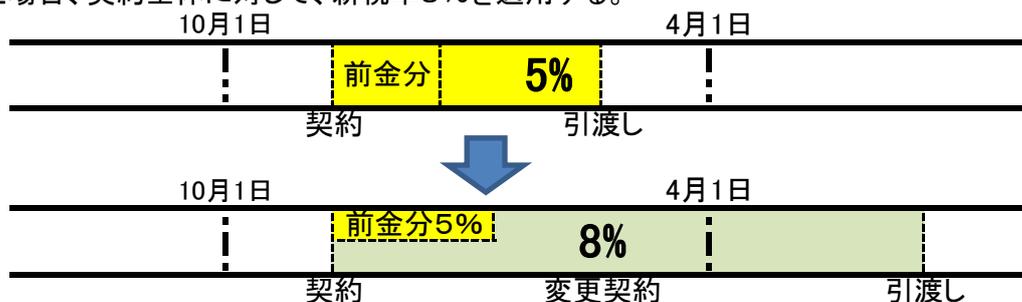
- (1) 25年度における前金払、部分払及び出来高部分払は旧税率5%を適用する。
- (2) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。
- (3) 当初の契約締結時に、工事請負契約書の条項に平成25年度国庫債務関係の附則を設けること。

- 5 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約(工事及び設計業務等)については、新税率8%を適用する。



- (1) 工事の契約書の条項に附則を設けること。
- (2) 設計業務の契約書の条項に附則を設けること。
- (3) 設計業務等のうち、建設コンサルタント業務等に係る請負契約で部分払金、又は委託契約において前金払若しくは部分払金の取扱いがある場合は附則を設けること。

- 6 平成25年10月1日以後に契約し、引渡しが年度内の予定であったが、繰越等(受注者の責に帰すことができない事由)に基づき工期を延長し、4月1日以降の引渡しの変更契約をした場合、契約全体に対して、新税率8%を適用する。



- (1) 請負代金額の変更時に、協定書の条項に附則を設けること。
- (2) 前金払がある場合の計算例(工事費1000万円(税抜)、前金請求額400万円(税抜))
  - ① 当初請負代金額  $1000万円 + (1000万円 \times 5\%) = 1050万円$
  - ② 前金請求額  $400万円 + (400万円 \times 5\%) = 420万円$
  - ③ 工期延長に伴う変更増額  $(1050万円 - (1050万円 \times 5/105)) \times 3\% = 30万円$
  - ④ 変更請負代金額  $1050万円 + 30万円 = 1080万円$

- 7 平成26年4月1日以後に契約を締結する場合、新税率8%を適用する。

